

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

告示

土地改良事業計画の縦覧
土地改良区定款変更認可

土地改良区設立認可
火災復興土地区画整理設計書の縦覧
大字の廃止及び町の設置

告示

鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七條第一項の規定により、八頭郡河原町北村北村喜好外十四人の者から河原町北村土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な

審査を行つた結果、当該申請を適當と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月十五日から同年九月四日まで

三 縦覧の場所 八頭郡河原町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第一項の規定により、岩美郡樺部村から村の行方

土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月十五日から同年九月四日まで

三 縦覧の場所 岩美郡福部村役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大國村第一土地改良区の定款変更

について、昭和三十一年八月九日認可した。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、七ヶ堰土地改良区の定款変更について、昭和三十一年八月九日認可した。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十三号

倉吉市三明寺山口芳治外十八人の者から申請のあつた上灘土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年八月九日認可した。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百五十四号

昭和三十一年七月三日鳥取県告示第二百七十三号で公示した、鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地地区画整理設計書を次のように変更し、昭和三十一年八月十七日から昭和三十一年八月二十七日まで鳥取市東町鳥取県土木部道路課分室（旧鳥取火災復興事務所）に備えて毎日八時三十分から十七時まで土地所有者及び関係人の縦覧に供する。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地地区画整理

変更設計書

一 整理施行地の現況

(1) 地 勢

昭和二十七年四月十七日の火災を受けた平坦市街地の大部分であつて、中央部を南北に袋川が貫通しており市街地の北西方は久松山麓の緩傾斜面である。

(2) 交 通

交通機関としては国鉄山陰線鳥取駅及び同駅を中心

として鳥取駅賀露線、鳥取駅倉吉市線、鳥取駅浜坂線、鳥取駅中河原線、鳥取駅若桜線、鳥取駅智頭町線、鳥取駅松上線、鳥取駅網代線、鳥取駅岩井線、鳥取駅高露村線、鳥取駅長谷行線、鳥取駅西郷線、鳥取駅岡山線、鳥取駅姫路線、鳥取駅吉岡村線のバス路線がある。

主要道路としては一級国道第二九号線、県道鳥取停車場線、鳥取広島線、鳥取岡山線、浜坂鳥取停車場線、鳥取賀露線、中ノ郷鳥取停車場線がある。

(2) 用途一部農耕地を含んでいるが、概して市街宅地である。

尚久松山麓の緩傾斜面は日本海を遙かに望む墓地造成の適地である。

二 工事施行の目的

火災の復興に当つて都市再建に遺憾のないようにしようとするものである。

三 工事、その他の事業の計画説明

[illegible][illegible]

地区内街路、水路公園の廢置、河川水路の整備、上下水道の移設、支障物件の移転、除却、防火施設の整備、墓地の造成等を施行し小学校その他公共の用に供する土地を保留する。

別紙図面表示のとおり（省略）

四 主要工事の仕様

街路構造令による外、鳥取県土木工事設計標準に準拠し、各工事の設計書及び仕様書によつて施行する。

六 整理施行によつて得るべき利益

別紙面表示のとおり（省略）

一金 五三六、一七七、九九一円 総事業費

八 整理予定図

鳥取市火災復興事業費年度割

鳥取市火災復興事業費内訳

区	分	事	業	量	事	業	費	摘	要
区	面	整理	事業	費	五三六、一七、九一	円			
区	面	整理	費	三〇、三五、八五七					
測	量	費	五六四、四五〇坪						
換	地	清算	費	五六四、四五〇坪					
整	地	費	七五、五一、四坪						
移	転	補償	費	一、九四九件					
家	屋	移転	費	一七九本					
電	柱	〃	七、四三四基						
墓	地	〃	二八、六六七、五米						
地下埋設物移転	費	瓦斯	五、四八九米						
街	路		(一一米~二二米) 一〇、五一五、七〇米						
幹線街路築造	費		(四米~八米) 二三、八一五、九〇米						
補助街路築造	費		彌生橋外七橋						
橋	梁	築造	二、八二一、九平米						
河	川	水	六、二二六、四米						
公	共	空	九、三六七、七坪						
墓	地	造	五、四八九、七坪						
防火施設整備	費		四〇屯 一〇ヶ所						
			一一四屯						
			三、四六八、一九三						

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

行鳥取市東町取
 鳥取縣
 印刷所

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、昭和三十一年七月十日から、米子市において次のとおり従前の春日村の区域内の大字の区域を廃止し、その区域に町の区域を画した旨、米子市長より届出があつた。

昭和三十一年八月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

大字名

変更後の町名

大字一部

大字上新印

大字赤井手

大字下新印

大字古豐千

大字高島 高島

大字水浜 水浜